

「H C F C」の輸入割当てについて

標記について、下記により輸入割当てを行います。

記

1. 対象品目

H C F C（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書付属書CのグループIに属する物質）

2. 書面申請受付

(1) 受付期間

平成26年1月15日 10:00～11:45、13:30～15:30

平成26年1月16日 10:00～11:45、13:30～15:30

(2) 場所

〒100—8901

東京都千代田区霞が関1—3—1

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課（本館14階西8）

電話 03—3501—1659

(3) 申請書

輸入（承認・割当）申請書（輸入貿易管理規則別表第1—T2010）2通

(4) 添付書類

①内示書の交付を受けた者に対する割当て

(ア)経済産業省製造産業局長が発給する内示書（写し）1通

(イ)委任を受けた者が申請の場合 委任状 1通

(ウ)輸入割当申請対象品目について未使用のもの等の別ごとの数量を記載した書類（別紙様式2） 1通

(エ)H C F C 2 2の割当申請を行う者にとっては、当該品目について、輸入

後は新規冷媒用途として使用、販売または譲渡しないことを誓約した経済産業大臣宛の誓約書（様式自由） 1通

②実績を有する者に対する割当て（上記①以外の者に対する割当て）

(7) 輸入通関実績表（別紙様式1）

（平成23年1月1日から各1年間の輸入通関実績を記載したもの） 1通

(イ) 税関が発行した輸入許可通知書

（平成23年1月1日から各1年間のもの）（写し） 1通

(ウ) 輸入割当申請対象品目について未使用のもの等の別ごとの数量を記載した書類（別紙様式2） 1通

(I) H C F C 2 2 の割当申請を行う者にとっては、当該品目について、輸入後は新規冷媒用途として使用、販売または譲渡しないことを誓約した経済産業大臣宛の誓約書（様式自由） 1通

※なお、必要に応じて添付書類以外の書類の提出を求めています。

3. 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請 手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、事前に申請者届出を行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、大きさA4の返信用封筒（申請者の宛先を記入し、簡易書留に必要な金額の切手を貼り付けたもの）、委任状（法人の場合で、被委任者を届け出る場合に限る）

② 申請者届出の受付窓口

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（システム管理係）

電話 03-3501-0538

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）から入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) 受付窓口コード

SAB：貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(4) 品目コード

HCF C

(5) 申請受付時間

書面申請受けと同じ。ただし、システム保守、計画停電等によるサービス停止時間を除く。

（注）電子申請後に、特定入出力装置の進捗状況照会業務（JAP）を行い進捗状況ステータスで受理された事を確認すること。ただし、進捗状況ステータス

が受付無効とされた場合は受付時のチェックで無効となった状態のため、システム相談窓口(03 - 3501 - 0538)に問合せて再申請を行うこと。

(6) 添付書類

- ① 書面申請の添付書類と同じ書類の写し、若しくはファイル 各1通
- ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号
(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)
- ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書
(様式自由。規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合に限る。)
- ④ 上記書類が紙媒体の場合は、スキャナ等によって画像情報に変換し特定入出力装置から入力して、専用電子計算機に備えられたファイルに記録すること。
電子申請とは別途提出する場合は、電子申請の受付通知の写しを添付して、当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑤ ④の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑥ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

(注) 電子申請時に添付できるファイルの主な拡張子は、以下のとおり。

pdf, jpg, jpeg, txt

(7) 受付窓口

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

4. 申請者の資格

(1) 内示書の交付を受けた者に対する割当て

その輸入がH C F Cの製造数量の減少、H C F Cの適正な需給関係の形成に資するとして経済産業省製造産業局長が発給する内示書の交付を受けた者又はその者から委任を受けた者。

(2) 実績を有する者に対する割当て（上記(1)以外の者に対する割当て）

平成24年12月17日付け輸入発表第19号に基づき輸入割当てを受け、当該輸入割当てに基づき平成25年1月1日から1年間の期間にH C F Cを輸入通関した実績を有する者であって、平成26年1月1日から1年間の期間にH C F Cを輸入通関することが確実であると認められる者。（上記(1)の者を除く。）

(3) なお、H C F C 22については、輸入後は新規冷媒用途として使用、販売または譲渡してはならず、このことを誓約し実行する者であること。

5. 輸入割当限度数量

(1) 内示書の交付を受けた者に対する割当

74,411 ODPkg

(2) 上記以外の者に対する割当

561 ODPkg

6. 輸入割当基準

(1) 内示書の交付を受けた者に対する割当て

輸入割当限度数量の範囲内において申請のあった数量を割り当てる。

(2) 上記以外の者に対する割当て

輸入割当限度数量を輸入通関実績数量の合計に応じ案分し、その数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

7. その他事項

- (1) この輸入発表に基づき行った輸入割当てにより取得する輸入承認証の特別有効期間及び輸入通関期限は平成26年12月末日までとする。
- (2) この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、当該割当てを受けた数量を全て輸入通関するまでの間、輸入の有無に関わらず、輸入通関実績報告書（別紙様式3）2通を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に以下の提出期限までに提出すること。なお、この書類の提出を行わなかった者に対しては原則割当てを行わない。

| 輸入通関実績報告書 | 提出期限 |
|-----------|---------------|
| 平成26年1月分 | } 平成26年 4月10日 |
| 平成26年2月分 | |
| 平成26年3月分 | |
| 平成26年4月分 | } 平成26年 7月10日 |
| 平成26年5月分 | |
| 平成26年6月分 | |
| 平成26年7月分 | } 平成26年10月10日 |
| 平成26年8月分 | |
| 平成26年9月分 | |
| 平成26年10月分 | 平成26年11月10日 |
| 平成26年11月分 | 平成26年12月10日 |
| 平成26年12月分 | 平成27年 1月10日 |

- (3) その他、電子申請に係る運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

輸入通関実績表
(H C F C)

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号 (担当者)

1. 平成 2 3 年 1 月 1 日から 1 年間

| 通関年月日 | 輸入申告の申告番号 | 統計品目番号 | 船積地域 | 正味数量(キログラム) | ODP 換算(キログラム) |
|-------|-----------|--------|------|-------------|---------------|
| | | | | | |

(種類別の数量内訳)

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| HCFC-22 | | | | | |
| HCFC-123 | | | | | |
| HCFC-124 | | | | | |
| HCFC-225 | | | | | |
| その他の HCFC | | | | | |
| 計 | | | | | |

2. 平成 2 4 年 1 月 1 日から 1 年間

| 通関年月日 | 輸入申告の申告番号 | 統計品目番号 | 船積地域 | 正味数量(キログラム) | ODP 換算(キログラム) |
|-------|-----------|--------|------|-------------|---------------|
| | | | | | |

(種類別の数量内訳)

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| HCFC-22 | | | | | |
| HCFC-123 | | | | | |
| HCFC-124 | | | | | |
| HCFC-225 | | | | | |
| その他の HCFC | | | | | |
| 計 | | | | | |

3. 平成 2 5 年 1 月 1 日から 1 年間

| 通関年月日 | 輸入申告の申告番号 | 統計品目番号 | 船積地域 | 正味数量(キログラム) | ODP 換算(キログラム) |
|-------|-----------|--------|------|-------------|---------------|
| | | | | | |

(種類別の数量内訳)

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| HCFC-22 | | | | | |
| HCFC-123 | | | | | |
| HCFC-124 | | | | | |
| HCFC-225 | | | | | |
| その他の HCFC | | | | | |
| 計 | | | | | |

※用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

輸入割当申請対象品目について未使用のもの等の別ごとの見込み数量を記載した書類

(H C F C)

年月日

住所

申請者名

記名押印又は署名

電話番号（担当者）

| 対象品目 | 未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別 | 数量 (ODPKg) |
|------|------------------------------------|---------------|
| | 未使用のもの | |
| | 使用済みのもの | |
| | 再利用されるもの | |
| | 再生されたもの | |
| | 合計 | |

未使用のもの、使用済みのもの等の別ごとの見込み数量については、以下に従い記入すること。

- ①未使用のもの：使用される前の規制物質
- ②使用済みのもの：当初想定されていた目的に沿って既にその用途を終えた規制物質
- ③再利用されるもの：使用中又は廃棄前に回収され、濾過及び乾燥のような基本的な浄化工程を経て再度使用される規制物質。
- ④再生されたもの：使用中又は廃棄前に回収され、特定の品質基準に回復させるために、濾過、乾燥、蒸留及び化学的処理等の工程を経て再生された規制物質。

※用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

輸入通関実績報告書（HCFC）
（平成 年 月分）

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号（担当者）

1. 輸入割当証明書

証明書番号
発行年月日
割当数量

2. 輸入通関実績内訳

| 船積地域 | 正味数量 (キログラム) | ODP換算数量 (キログラム) | 正味数量 1キログラム あたりの金額(円) |
|------|-----------------|--------------------|-----------------------------|
| | | | |

(種類別の数量内訳)

| | | | |
|----------|--|--|--|
| HCFC-22 | | | |
| HCFC-123 | | | |
| HCFC-124 | | | |
| HCFC-225 | | | |
| その他のHCFC | | | |
| 合 計 | | | |

1. ODP換算数量は特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）に準じて換算する。
2. 金額は、通関時（又は通関月）のレートで日本円表示にすること。
3. この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、当該割当てを受けた数量を全て輸入通関するまでの間、輸入の有無に関わらず、この輸入通関実績報告書2通を、各月分の各提出期限までに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に提出すること。なお、この書類の提出を行わなかった者に対しては原則割当てを行わない。

※用紙は、日本工業規格A列4番とする。